

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成26年8月21日(2014.8.21)

【公表番号】特表2013-533874(P2013-533874A)

【公表日】平成25年8月29日(2013.8.29)

【年通号数】公開・登録公報2013-046

【出願番号】特願2013-517481(P2013-517481)

【国際特許分類】

A 6 1 K	47/04	(2006.01)
A 6 1 K	45/00	(2006.01)
A 6 1 K	47/22	(2006.01)
A 6 1 P	25/22	(2006.01)
A 6 1 P	25/20	(2006.01)
A 6 1 K	47/20	(2006.01)
A 6 1 K	47/16	(2006.01)
A 6 1 K	9/20	(2006.01)
A 6 1 K	9/48	(2006.01)
A 6 1 K	9/68	(2006.01)
A 6 1 K	9/10	(2006.01)
A 6 1 K	31/437	(2006.01)

【F I】

A 6 1 K	47/04
A 6 1 K	45/00
A 6 1 K	47/22
A 6 1 P	25/22
A 6 1 P	25/20
A 6 1 K	47/20
A 6 1 K	47/16
A 6 1 K	9/20
A 6 1 K	9/48
A 6 1 K	9/68
A 6 1 K	9/10
A 6 1 K	31/437

【手続補正書】

【提出日】平成26年7月3日(2014.7.3)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

化学物質の不正投与に対処するための医薬組成物であって、有効成分と、前記医薬組成物が入れられる飲料の官能的性質を即時改変することができる少なくとも1種の化合物とを含み、前記化合物が、不透明化剤、蛍光剤、浮遊粒子、口腔において知覚可能な粒子、発泡性微小顆粒およびそれらの混合物を含む群から選択される、医薬組成物。

【請求項2】

有効成分が抗不安剤、催眠薬、鎮静剤および鎮痛剤を含む群から選択されることを特徴

とする、請求項1に記載の医薬組成物。

【請求項3】

不透明化剤がケイ酸マグネシウム、ケイ酸アルミニウム、ケイ酸アルミニウムマグネシウム、ケイ酸カルシウムから選択されるケイ酸塩、二酸化チタンおよびそれらの混合物を含む群から選択される無機化合物であることを特徴とする、請求項1または2に記載の医薬組成物。

【請求項4】

不透明化剤が少なくとも15mgの量で存在することを特徴とする、請求項1から3のいずれか一項に記載の経口医薬組成物。

【請求項5】

不透明化剤が15～100mgの量で存在することを特徴とする、請求項4に記載の経口医薬組成物。

【請求項6】

不透明化剤が20mg～60mgの量で存在することを特徴とする、請求項4に記載の経口医薬組成物。

【請求項7】

不透明化剤が25～40mgの量で存在することを特徴とする、請求項4に記載の経口医薬組成物。

【請求項8】

前記蛍光剤がフルオレセインおよびその誘導体、ならびにインドシアニングリーンを含む群から選択されることを特徴とする、請求項1から7のいずれか一項に記載の医薬組成物。

【請求項9】

蛍光剤が少なくとも0.1mgの量で存在することを特徴とする、請求項8に記載の医薬組成物。

【請求項10】

蛍光剤が少なくとも1mgの量で存在することを特徴とする、請求項9に記載の医薬組成物。

【請求項11】

蛍光剤が0.2～5mgの量で存在することを特徴とする、請求項9に記載の医薬組成物。

【請求項12】

蛍光剤が0.3～2mgの量で存在することを特徴とする、請求項9に記載の医薬組成物。

【請求項13】

浮遊粒子および/または口腔において検出可能な粒子の1つが、水中またはアルコール溶液中で不溶性であるか、不溶性ポリマーでコーティングすることによってまたは脂質材料でコーティングすることによって不溶性が付与されたブランク担体を含む微小顆粒であることを特徴とする、請求項1から12のいずれか一項に記載の医薬組成物。

【請求項14】

前記粒子が50～500μmの間にある直径を示すことを特徴とする、請求項13に記載の医薬組成物。

【請求項15】

前記粒子が200～500μmの間にある直径を示すことを特徴とする、請求項14に記載の医薬組成物。

【請求項16】

前記粒子が500μmより大きい直径を示すことを特徴とする、請求項13に記載の医薬組成物。

【請求項17】

浮遊粒子および/または口腔において検出可能な粒子が少なくとも25mgの量で存在することを特徴とする、請求項13から16のいずれか一項に記載の医薬組成物。

【請求項18】

浮遊粒子および/または口腔において検出可能な粒子が40mgの量で存在することを特徴とする、請求項17に記載の医薬組成物。

【請求項19】

発泡性微小顆粒が炭酸水素ナトリウム、炭酸カルシウムおよびそれらの混合物を含む群から選択される塩基性添加剤を含むことを特徴とする、請求項1から18のいずれか一項に記載の医薬組成物。

【請求項20】

インジゴカルミン、エリスロシン、ブリリアントブルーFCF、アルファズリンFG、ファストグリーンFCF、キニザリングリーンSS、オレンジII、タートラジンおよびサンセットイエローFCFを含む群から選択される水溶性着色剤をさらに含むことを特徴とする、請求項1から19のいずれか一項に記載の医薬組成物。

【請求項21】

前記着色剤が少なくとも0.05mgの量で医薬組成物中に存在することを特徴とする、請求項20に記載の医薬組成物。

【請求項22】

前記着色剤が0.2~5mgの量で医薬組成物中に存在することを特徴とする、請求項21に記載の医薬組成物。

【請求項23】

前記着色剤が0.3~2mgの量で医薬組成物中に存在することを特徴とする、請求項21に記載の医薬組成物。

【請求項24】

普通錠、サッカブル錠、舌下錠、チュアブル錠、発泡錠、分散錠、口腔内崩壊錠、分包もしくはゲルカプセル用散剤、または薄膜の形態をとることを特徴とする、請求項1から23のいずれか一項に記載の医薬組成物。

【請求項25】

・有効成分と、不透明化剤、蛍光剤、浮遊粒子、口腔において知覚可能な粒子、発泡性微小顆粒およびそれらの混合物を含む群から選択される、飲料の官能的性質の即時変更を可能にする少なくとも1種の化合物とを含む医薬組成物を前記飲料に溶解させる工程と、
・飲料の官能的性質の即時変更により前記医薬組成物を検出する工程と
を含む化学物質の不正投与に対処するための方法。

【請求項26】

化学物質の不正投与に対処するための、不透明化剤、蛍光剤、浮遊粒子、口腔において知覚可能な粒子、発泡性微小顆粒およびそれらの混合物を含む群から選択される、飲料の官能的性質の即時変更を可能にする少なくとも1種の化合物の、医薬組成物における使用。